

# 資料 3

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○繊維製品品質表示規程（平成九年十月一日 通商産業省告示第五百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（表示事項） 第一条（略）</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この規程において「<b>取扱い表示</b>」とは、日本工業規格L〇〇〇</p> <p>一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の3に規定する記号をいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（遵守事項） 第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 家庭における<b>洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理</b>に関する取扱い方法（以</p>	<p>（表示事項） 第一条（略）</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この規程において「<b>取扱い絵表示</b>」とは、日本工業規格L〇二</p> <p>一七（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の2・2に規定する記号をいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（遵守事項） 第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 家庭における<b>洗い方、塩素漂白の可否、アイロンの掛け方、ドライクリーニング、絞り方及び干し方</b>に関する取扱い方法</p>

下「家庭洗濯等取扱い方法」という。)の表示については、**取扱い表示**を用いて、日本工業規格L〇〇〇一の4・1及び4・4に規定するところによること。この場合においては、**日本工業規格L〇〇〇一の附属書Aの表A・2から表A・8**までに掲げる試験方法により得られた結果又はこれと同等のものに基づき、**適正な取扱い表示を選択すること。**

三〇五 (略)

第四条〇第七条 (略)

(はっ水性に関する特例)

第七条の二 第二条第四項に規定する試験をする場合において、別表第七の上欄に掲げる**取扱い表示**を表示する繊維製品については、同表の下欄に掲げる処理を省略することができる。

2 (略)

第八条 (略)

(用語等の制限)

第九条 (略)

2・3 (略)

(削除)

4 第三条第三号又は第七条の二の規定による表示がなされていない場合は、はっ水性を表わす用語及びレインコート等ははっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いてはならない。

(以下「家庭洗濯等取扱い方法」という。)の表示については、**取扱い表示**を用いて、日本工業規格L〇二一七の4・1及び4・3に規定するところにより表示すること。この場合において、同規格の2・2の表1(洗い方(水洗い))の番号一〇一の記号を用いるときには、当該記号中の数字は当該繊維製品が耐えることのできる液温である旨を付記すること。

三〇五 (略)

第四条〇第七条 (略)

(はっ水性に関する特例)

第七条の二 第二条第四項に規定する試験をする場合において、別表第七の上欄に掲げる**取扱い表示**を表示する繊維製品については、同表の下欄に掲げる処理を省略することができる。

2 (略)

第八条 (略)

(用語等の制限)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第二号の規定による表示のほかに、家庭洗濯等取扱い方法に関する用語又は記号を付記する場合は、日本工業規格L〇二一七の4・2に規定するところによらなければならない。

5 第三条第三号又は第七条の二の規定による表示がなされていない場合は、はっ水性を表わす用語及びレインコート等ははっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いてはならない。

別表第一（第一条関係）（別表第六（第六条、第七条関係）（略）

別表第七（第七条の二関係）

<p>一 日本工業規格L〇〇〇一の3・2の表1 （洗濯処理の記号）の記号番号一〇〇及び 3・6の表7（ウエットクリーニング処理 の記号）の記号番号七〇〇の取扱い表示</p>	<p>水洗い処理</p>
<p>二 日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6 （ドライクリーニング処理の記号）の記号 番号六二〇又は六二一の取扱い表示</p>	<p>石油系法ドラ イクリーニング グ処理</p>
<p>三 日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6 （ドライクリーニング処理の記号）の記号 番号六一〇又は六一一の取扱い表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニング グ処理</p>
<p>四 日本工業規格L〇〇〇一の3・6の表6 （ドライクリーニング処理の記号）の記号 番号六〇〇の取扱い表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニング グ処理及び石 油系法ドラ イクリーニング グ処理</p>

別表第一（第一条関係）（別表第六（第六条、第七条関係）（略）

別表第七（第七条の二関係）

<p>一 日本工業規格L〇二二七の2・2の表1 （洗い方（水洗い））の番号一〇七の取扱 い絵表示</p>	<p>水洗い処理</p>
<p>二 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4 （ドライクリーニング）の番号四〇一の取 扱い絵表示</p>	<p>石油系法ドラ イクリーニング グ処理</p>
<p>三 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4 （ドライクリーニング）の番号四〇二の取 扱い絵表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニング グ処理</p>
<p>四 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4 （ドライクリーニング）の番号四〇三の取 扱い絵表示</p>	<p>パークロロエ チレン法ドラ イクリーニング グ処理及び石 油系法ドラ イクリーニング グ処理</p>